

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年9月12日（平成29年（行個）諮問第144号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第197号）

事件名：本人から総務大臣宛ての特定日付け書簡の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人から総務大臣宛ての特定年月日A付け書簡」（以下「本件書簡」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年7月31日付け総評相第114号により総務大臣（以下「総務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり本件対象保有個人情報の消去を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

同様の申出文書を「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去しているから。

特定年月日B付け保有個人情報利用停止請求書

理由 当初の利用目的を達成したため。

特定年月日C付け特定文書番号A保有個人情報の利用停止をする旨の決定

理由 当初の利用目的を達成したため。

特定年月日D付け審査請求書 理由に誤りがあったため総務大臣に審査請求した。

特定年月日E付け特定文書番号B総務大臣裁決書

法3条1項に基づく利用目的を達成していることから、当該請求に理由があると認め、利用停止決定したものである。請求の趣旨のとおり利用停止を決定しており、請求の理由に誤りもないことか

ら、これを取り消すことを求める利益がないと認められる。

(2) 意見書（添付資料省略）

ア 北海道管区行政評価局特定職員のメールによれば、相談対応票の添付資料として保管するのは札幌法務局のメール本文がそのまま記載されているなど特殊なケースである。郵送した書簡は、相談対応票の「件名」及び「相談内容欄」に要点を簡潔に整理して記載しており、総務省では相談対応票の添付資料として整理しているものの、実際は相談対応票と一体で保管する必要のないものである。

イ 利用不停止決定通知書の利用停止しない理由では、「請求者は・・・」と記載しているが、北海道管区行政評価局が審査請求人の主張する理由を無視し「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止し、総務大臣（行政評価局扱い）が裁決したことをそのまま述べているものである。

今回の総務省の理由が正しければ、前回の特定年月日 F 付け特定文書番号 C 及び D 北海道管区行政評価局長通知、特定年月日 G 付け特定文書番号 E 総務大臣裁決書が虚偽ということになる。

（以下略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成 29 年 6 月 30 日付けで、処分庁に対して、法 37 条 1 項の規定に基づき、下記 2 の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、利用停止請求に係る保有個人情報について、審査請求人から送付された書簡を行政相談の申出文書として受け付けた結果として適法に取得したものであり、相談事案の処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、かつ、当該利用目的以外の目的に利用している事実もないことから、法 38 条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年 7 月 31 日付けで、当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年 8 月 5 日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件書簡に記録された保有個人情報である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記 2 の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり消去すべきとしており、その理由は「当初の利用目的を達成したため」であり、同様の申出文書を「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去しているからとし

ている。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

審査請求人が利用停止を求める書簡は、行政相談の申出文書として総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室（当時。現総務省行政評価局行政相談管理官室。以下「行政相談業務室」という。）が受け付け、当該行政相談事案の処理記録として作成された相談対応票の添付書類として保管されているものである。

相談対応票は、相談者からの相談内容に基づき、相談内容、関係機関等への照会結果等の調査結果、それらを踏まえた相談者への回答内容等について記録しているものであり、相談対応票に添付された申出文書、回答文書等の書類は、申出された相談内容や相談者に回答した内容を正確に記録しておくため相談対応票と一体で保管しているものである。これらは、相談事案を受け付け、処理した記録として保管することとされている。

審査請求人は、利用停止を請求する趣旨として法36条1項1号に該当し、請求する理由として「当初の利用目的を達成したため」としているが、当該書簡は、審査請求人から送付され、これを行政相談の申出文書として受け付けた結果として適法に取得したものであり、申出があった相談事案についてその処理状況を記録するという利用目的の範囲内で保有しており、当該利用目的以外の目的に利用又は提供している事実もない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(2) 結論

以上のとおり、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月16日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成30年2月2日 | 審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の消去を求めるものである

ところ、処分庁は、本件対象保有個人情報、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり本件対象保有個人情報の消去を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 審査請求人から総務大臣宛ての特定年月日A付け書簡（本件書簡）は、行政相談の申出文書として行政相談業務室が受け付け、当該行政相談事案の処理記録として作成された相談対応票の添付書類として保管されているものである。

(イ) 本件書簡に記録された保有個人情報は、上記（ア）のとおり、審査請求人からの相談を受け付けた際に適法に取得したものである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件書簡及び上記ア（ア）の相談対応票（いずれも写し）の内容を確認したところ、本件書簡は、当該相談対応票に係る行政相談事案の申出文書であると認められ、本件書簡に記録された保有個人情報は、審査請求人からの相談を受け付けた際に適法に取得したものである旨の諮問庁の上記アの

説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足りる特段の事情は認められないことから，本件対象保有個人情報，総務省において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は，「行政機関は，利用の目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を保有してはならない。」と規定している。そこで，本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

(ア) 相談対応票は，相談者からの相談内容に基づき，相談内容，関係機関等への照会結果等の調査結果，それらを踏まえた相談者への回答内容等について記録しているものであり，相談対応票に添付された申出文書，回答文書等の書類は，申出された相談内容や相談者に回答した内容を正確に記録しておくため相談対応票と一体で保管しているものである。

(イ) 相談者からの申出文書である本件書簡についても，相談対応票の添付書類として当該相談の処理状況等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲で保有しており，利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

イ 本件書簡の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると，本件書簡の取得後，当該相談の処理状況等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件書簡を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足りる事情も認められないことから，総務省において，本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は，「行政機関の長は，法令に基づく場合を除き，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供してはならない。」とし，さらに，同条2項は，同条1項の規定にかかわらず，「行政機関の長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないとのことであった。

ウ 本件書簡の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると，本件書簡の取得後，本件行政相談の処理状況等を記録するという利

用目的以外の目的のために本件書簡を利用又は提供した事実はない旨の諮問庁の上記イの説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足る事情も認められないことから，総務省において，本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用，提供しているとは認められず，もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の利用停止請求につき，利用不停止とした決定については，法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史